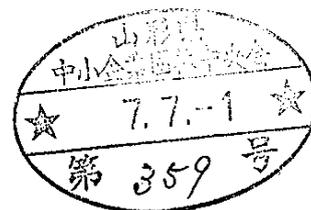


商 経 第 259 号  
令和 7 年 7 月 1 日

各市町村長  
(商工担当課扱い)  
やまがた産業支援機構理事長  
山形県中小企業団体中央会会長  
山形県商工会議所連合会会長  
各商工会議所会頭 殿  
山形県商工会連合会会長  
各商工会会長  
山形県信用保証協会理事長  
各取扱金融機関の長  
各総合支庁長  
(地域産業経済課扱い)



山形県産業労働部長  
(公 印 省 略)

山形県商工業振興資金融資制度（地域経済変動対策資金）における経済  
変動事象の指定について

日頃、本県産業の振興と中小企業者に対する金融の円滑化について御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般の米国関税措置の影響により、経営に支障をきたしている県内中小企業者の経営の安定を図るため、別添通知のとおり山形県商工業振興資金融資制度（地域経済変動対策資金）の対象となる経済変動事象に「米国関税措置」を指定することとしましたので、御了知願います。

なお、現在経済変動事象に指定されている、「物価高騰」は継続しております。

つきましては、県内中小企業者に対し、金融の円滑化について、特段の御配慮をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

山形県産業労働部商業振興・経営支援課  
金融担当 角田、五十嵐、石山  
TEL 023-630-2135 FAX 023-630-3267

商 経 第 259 号  
令和 7 年 7 月 1 日

関係機関の長 殿

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県商工業振興資金融資制度（地域経済変動対策資金）における経済  
変動事象の指定について（通知）

このことについて、山形県商工業振興資金融資制度要綱第 3 条第 2 項の規定により、  
以下のとおり指定し取り扱うこととする。

記

- 1 経済変動事象  
米国関税措置
- 2 取扱期間  
令和 7 年 7 月 2 日から知事が別途指定する日まで
- 3 融資対象者  
米国関税措置の影響により、最近 1 か月の売上高が前年同期に比して減少し、か  
つ以後 2 か月の売上高が前年同期に比して減少することが想定され、経営に支障を  
きたしている方

山形県産業労働部  
商業振興・経営支援課金融担当  
角田、五十嵐、石山  
023-630-2135

## 山形県商工業振興資金融資制度

# 「地域経済変動対策資金 (米国関税措置)」

米国関税措置の影響を受け、経営に支障をきたしている県内中小企業者は、地域経済変動対策資金（米国関税措置）を利用することができます。

### 1. 地域経済変動対策資金(米国関税措置)の貸付条件

貸付対象者	県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者で、米国関税措置の影響により最近1か月の売上高が前年同期に比して減少し、かつ以後2か月の売上高が前年同期に比して減少することが想定され、経営に支障をきたしている方。
資金の用途	経営の安定に必要な運転資金
利率	年1.7%(固定)
貸付限度額	1億円（運転資金）
貸付期間	10年以内（うち据置2年以内）
保証料率	信用保証協会の定めるところ ※県と市町村が保証料を支援し、事業者負担を軽減 セーフティネット保証5号：0% 商工業振興資金保証第2項：0.15%～0.61%
担保・保証人	金融機関の定めるところ
認定機関	県（商業振興・経営支援課）
取扱期間	令和7年7月2日～

### 2. 申込窓口

◎山形県商工業振興資金の取扱金融機関が申込窓口です。

山形県内に本店を持つ銀行・信用金庫・信用組合、  
七十七銀行・北都銀行・東邦銀行・商工中金の県内各支店

※融資に際しては金融機関の審査があり、ご希望通りにならない場合もありますので  
ご了承ください。

【お問合せ先】山形県 産業労働部 商業振興・経営支援課 金融係 Tel 023-630-2359